令和９・１０年度佐賀県入札参加資格申請要領

≪県外建設工事≫

今回の入札参加資格有効期間は、令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで です。

《お早目のご提出にご協力をお願いします。》

申請受付期間

（土日祝日を除く）

持参：令和８年 11 月６日～11 月 19 日　※受取のみ。受取時は書類の確認や審査は行いません。

郵送：令和８年 11 月６日～11 月 19 日（最終日消印有効）　※受付票の返送等は行いません。原則、郵便追跡サービスを利用できる書留やレターパック等をご利用ください。

提出書類

次ページの一覧表を参照。

提出方法

・次ページ「提出書類」すべてを順番どおりに A4 フラットファイルに綴じ、背表紙に業者名を明記して提出。

・提出部数は 1 部。ただし、県からの問い合わせに対応できるよう、すべて提出控えを取っておくこと。

申請書提出先（お問い合わせ先）

〒840-8570　佐賀市城内一丁目 1 番 59 号　佐賀県県土整備部建設・技術課　入札・契約担当

※郵送の場合は、封筒に「入札参加資格審査申請（県外建設工事）」と朱書きすること。

電話　：　0952-25-7102

メール：　shimeinegai@pref.saga.lg.jp

その他注意事項

（注１）　申請書類に不備等がある場合は、令和８年 12 月 18 日までに不足分を提出してください。（ただし、令和７年９月１日から令和８年８月 31 日までの間に審査基準日がある総合評定値通知書を令和８年 12 月 18 日までに提出できない場合は、総合評定値通知書のみ令和９年２月８日までに必着するよう提出すること。）
なお、期日までに提出がなければ、申請がなかったものとして取り扱います。

（注２）　申請日以降に申請書記載事項に変更が生じた場合は、速やかにお問い合せ先あてご連絡ください。
申請書等を再度提出いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（注３）　提出書類に記載された個人情報は、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査のためにのみ使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。詳しくは、佐賀県ホームページのプライバシーポリシー（https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html）をご覧ください。

提出書類

すべて A4 フラットファイルに綴じてください。

共通	チェックシート、資格審査申請書（様式 2)、申請書受付票（持参時のみ)、 出資状況等に関する調査票　　※返信用切手は不要です。
1	・令和７・８年度入札参加資格決定通知書〈写し〉 ・令和８年度入札参加資格決定通知書〈写し〉 ※令和７・８年度及び令和８年度（単年度のみ）の入札参加資格を有している場合（直近のもののみで可）
2	①県税納付状況確認同意書　指定様式　または　②佐賀県税に未納がないことの証明書〈原本〉 ※①・②いずれかを提出 ※②の場合、県内に営業所等がない場合も「課税がない」ことの証明書〈原本〉が必要 ※①・②いずれも提出ができない場合は、徴収猶予許可通知書〈写し〉を提出
3	消費税等に未納がないことの証明書〈写し可〉　または納税の猶予許可通知書〈写し〉
4	社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入についての誓約書　（整理番号 5）
5	委任状（支店等）　※支店・営業所に県との契約権限を委任する場合。指定様式
6	委任状（行政書士）　※行政書士に申請を委任する場合。任意様式
7	国または都道府県に提出した建設業許可申請書の表紙、様式第一号、別紙二〈写し〉 ※表紙がない場合は、様式第一号、別紙二〈写し〉で可。 ※許可申請書提出後に申請内容に変更があった場合は、その変更内容が確認できるもの（様式第二十二号の二）を提出 ※支店・営業所に県との契約権限を委任する場合は、委任先の建設業許可が確認できるものを提出 ※電子申請の場合は、国が確認したことが分かる書類の添付が必要
8	①　令和６年９月１日から令和７年８月 31 日までの間に審査基準日がある総合評定値通知書〈写し〉 ②　令和７年９月１日から令和８年８月 31 日までの間に審査基準日がある総合評定値通知書〈写し〉 ※申請受付時に②を提出できない場合は、審査済印等のある総合評定値請求書（様式二十五号の十四、別紙一～三）の写しを提出し、後日②を提出 ※上記①、②の期間内に、合併・分割・譲渡または会社更生法・民事再生法等による手続中の会社の総合評定値通知書がある場合は、その合併時等の通知書を含み、それ以降の通知書の写しを提出

〇税証明について

・申請日から 3 か月以内に発行したものに限る。
・佐賀県税に未納がないことの証明書は、原本を提出すること。
（県内に事業所がない業者や非課税業者も、「課税がない」ことの証明書の原本を提出すること。）
・県税納付状況確認同意書を提出する場合は佐賀県税に未納がないことの証明書は提出不要。
・消費税等に未納がないことの証明書は写し可。

※証明書請求先

佐賀県税に未納がないことの証明書	県内の県税事務所　※下記参照
消費税等に未納がないことの証明書	主たる営業所を管轄する税務署

※県内の県税事務所

佐賀県税事務所　納税課	〒840-0826　佐賀市白山 2-6-33 永池本店ビル 1 階	電話：0952-30-3162
唐津県税事務所　納税課	〒847-0861　唐津市二タ子 3-1-5（唐津総合庁舎内）	電話：0955-73-1551
武雄県税事務所　納税課	〒843-0023　武雄市武雄町昭和 265（武雄総合庁舎内）	電話：0954-23-3103